

## 1, 2号機の長期施設管理計画に係る対応

2024年3月13日  
九州電力株式会社

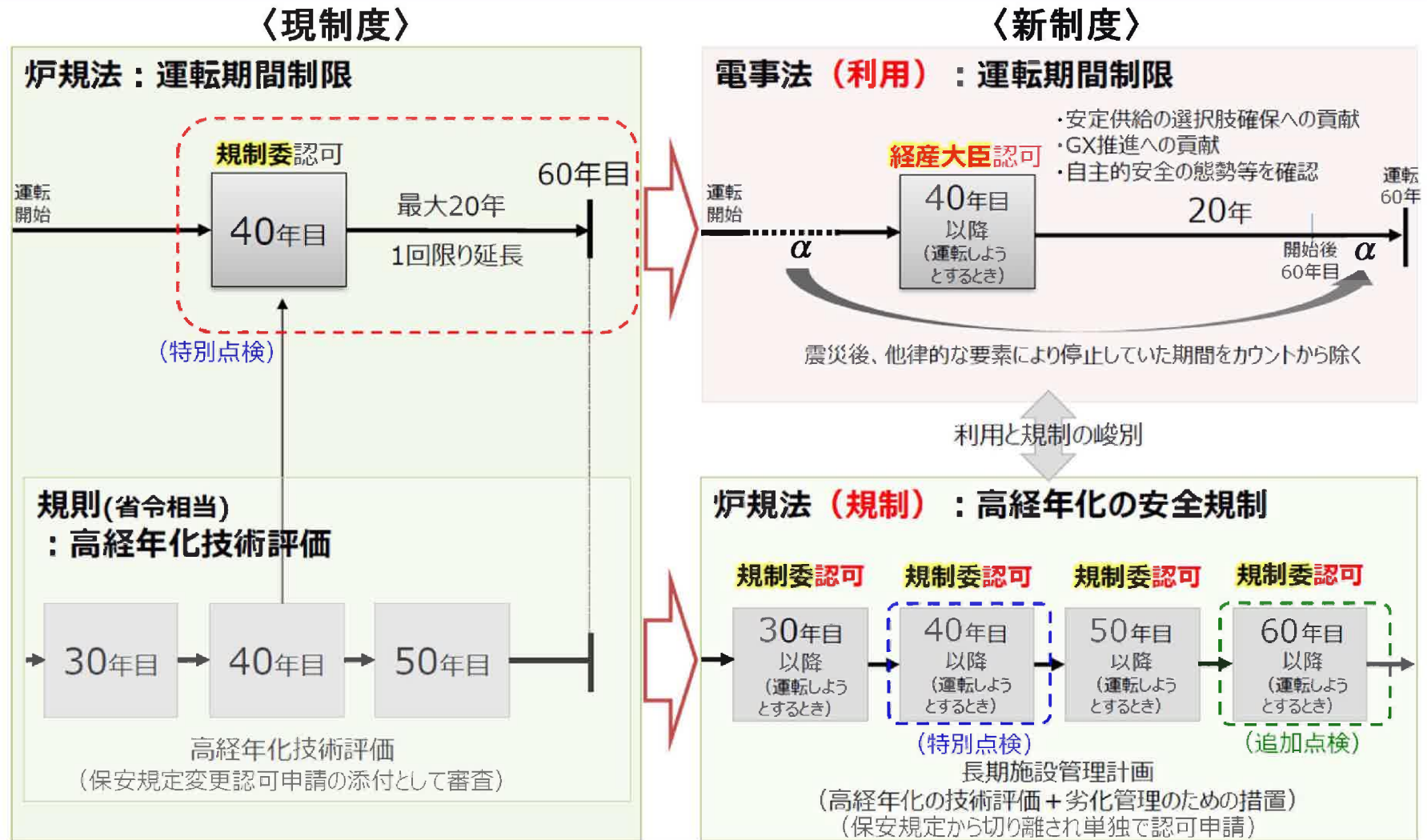
# 目次

1. 法改正の内容
2. 川内 1, 2 号機の対応
3. 長期施設管理計画の記載内容
4. おわりに

# 1. 法改正の内容(1/2)

- 国際的なエネルギー情勢を踏まえ、エネルギー安全保障の確保と気候変動問題への同時対応を可能とするため、2023年2月に原子力の活用を含む「グリーン・トランスフォーメーション(GX)実現に向けた基本方針」が閣議決定しました。
- 2023年5月には、当該基本方針に基づき「GX脱炭素電源法」(新制度)の法案が成立しました。これに伴い、原子力発電所の運転期間に関する法律が、原子力規制を規定する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規法)」から、原子力利用を規定する「電気事業法(電事法)」へ変更となりました。
- また、30年を超えて運転する場合の高経年化技術評価については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規法)」で規制を行うこととし、原子力規制委員会による長期施設管理計画の認可が必要となりました。

# 1. 法改正の内容(2/2)



## [電事法]

- ・新制度では、運転期間延長の要件を満たした場合、経済産業大臣が40年以降の運転を認可します。
- ・延長期間は20年を基礎として、事業者が予見し難い事由による停止期間を加算できます。

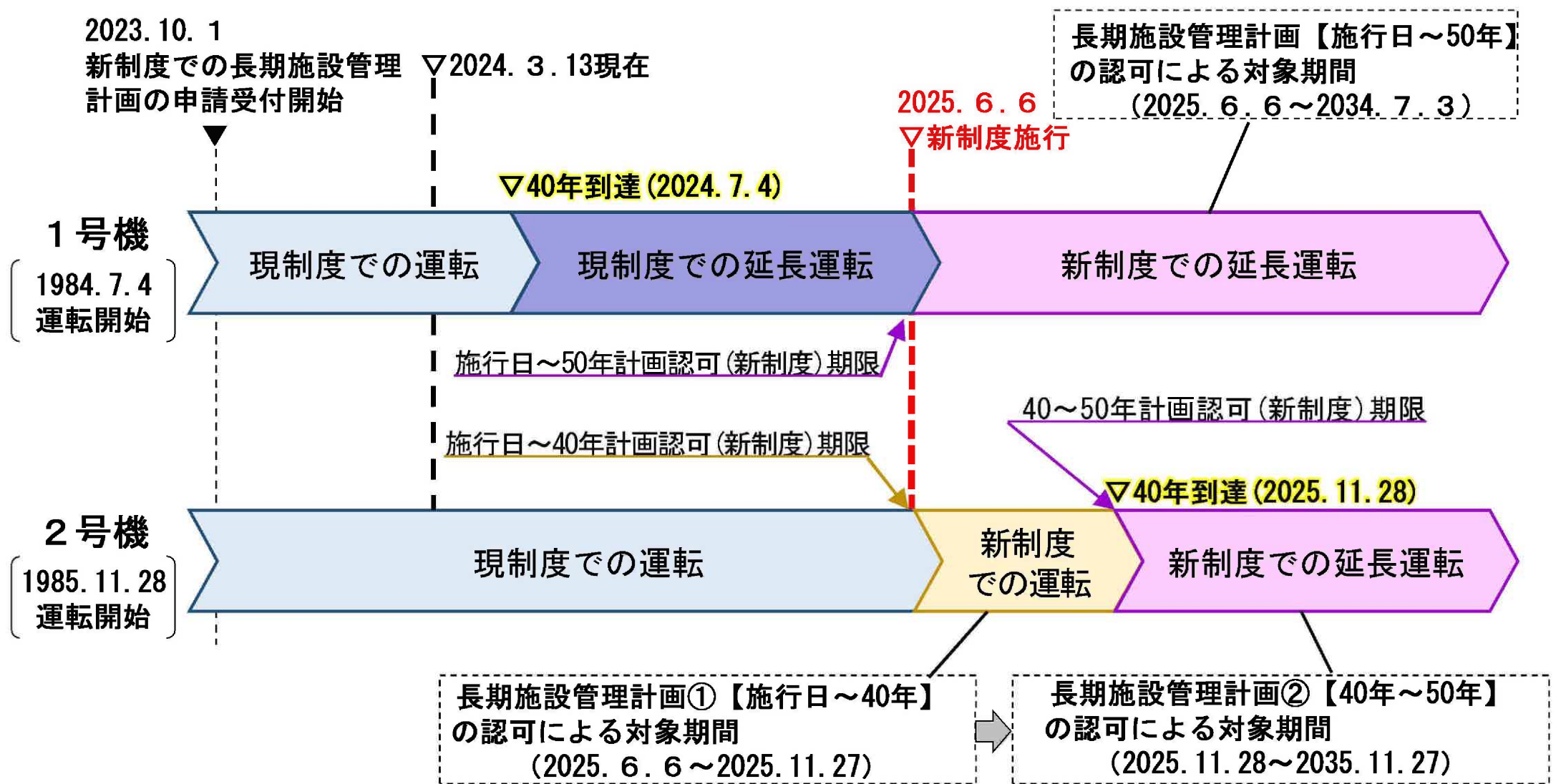
## [炉規法]

- ・運転期間の制限(40年+最大20年延長)が無くなり、代わりに運転開始から30年を超えて運転する場合、10年を超えない期間毎に原子力規制委員会による長期施設管理計画の認可が必要となります。

## 2. 川内1, 2号機の対応(1/2)

- 昨年11月1日、原子力規制委員会より、現制度に基づく20年間の運転期間延長の認可を受領しました。
- 既に現制度で運転期間延長が認可された川内1, 2号機は、新制度（電事法）に基づく20年間の延長についても認可されたものとみなされます。
- 新制度（炉規法）では、運転開始から30年を超えて運転する場合、次の10年間の措置を示した「長期施設管理計画」の認可が、新制度施行日である2025年6月6日までに必要となります。
- 新制度施行時点で、川内1号機については、運転開始40年に到達しているため、運転開始50年到達まで、2号機については、運転開始30年に到達しているため、運転開始40年到達までの期間の「長期施設管理計画」の申請を行います。
- 川内2号機は新制度施行後、約半年で運転開始40年に到達するため、その前に運転開始50年到達までの期間の同計画の申請・認可も必要となります。

## 2. 川内1, 2号機の対応(2/2)

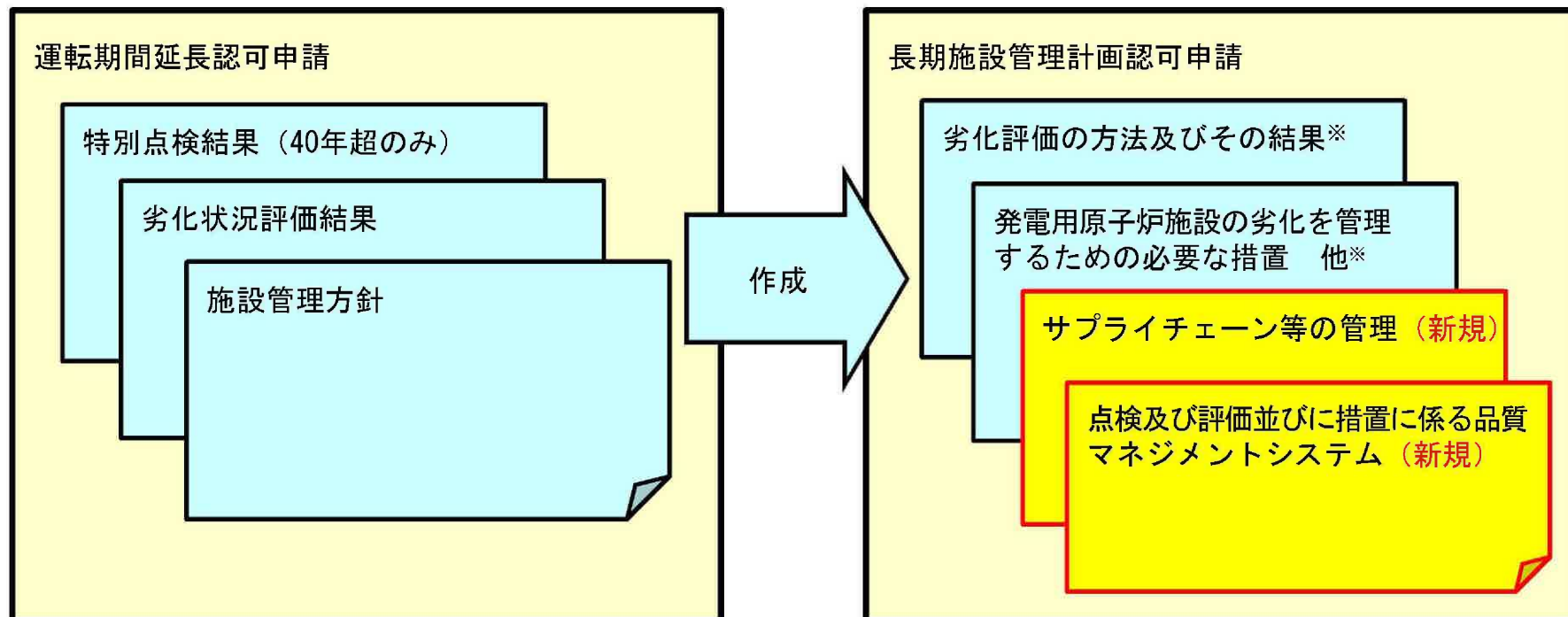


※長期施設管理計画②は①の認可後に申請

### 3. 長期施設管理計画の記載内容

- 川内原子力発電所1, 2号機の長期施設管理計画の科学的・技術的な内容については、鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会及び分科会において、これまで検証していただいた運転期間延長認可申請における特別点検結果、劣化状況評価結果、施設管理方針を基に策定します。
- また、新制度では、サプライチェーン等の管理※<sup>1</sup>や品質マネジメントシステム※<sup>2</sup>についても追記します。
  - ※1：製造中止品に対する管理方法等、調達に著しい支障が生じることを予防する措置を記載する。
  - ※2：原子炉施設保安規定の記載内容を長期施設管理計画にも記載する。

#### 【記載内容のイメージ】



※ 特別点検結果、劣化状況評価結果、施設管理方針の内容を踏まえ作成

当社は、今後、準備ができ次第、長期施設管理計画の申請を行い、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、地域の皆さまに安心し、信頼していただけるよう、積極的な情報公開に努めてまいります。